

平成24年 第3回 教育委員会定例会議事録

招集日時 平成24年3月22日(木曜日) 午後1時30分開会/午後3時39分閉会
招集場所 加賀市市民会館2階 第7会議室
出席委員 石橋雅之、上田政憲、酒谷百合子、小林圭子、旭直樹
会議列席者 掛山事務局長、宮本次長兼学校指導課長、中矢次長兼九谷焼美術館副館長、谷口教育庶務課長、西出生涯学習課長、谷口スポーツ課長、田嶋文化課長、寺田図書館長、矢嶋課長補佐

石橋委員長 平成24年第3回教育委員会定例会開会宣言
挨拶

それでは議案第8号について事務局よりご説明をお願いします。

■ 議案第8号 学校耳鼻科医の解職並びに委嘱について
谷口教育庶務課長 資料に基づき説明

石橋委員長 ただ今の件につきまして何かご質問はございますか。私から質問させていただきます。鈴木先生の解嘱理由は何でしょうか。はい、谷口課長。

谷口庶務課長 ご本人からの申し出と聞いております。

石橋委員長 そう言っていただければいいんですが。ご本人からの申し出ということで嘱託が変わるということでございます。その他ございませんか。

酒谷委員 お聞きしてよろしいですか。わからないんですけど、先生の任期はあるんですか。

谷口庶務課長 特に定めておりません。特段そういうご希望がなければ継続というかたちで今まできております。今回鈴木先生がお辞めになりたいということで、竹下先生と永田先生にそれぞれ振り分けてご推薦いただいているということです。

酒谷委員 ありがとうございます。

石橋委員長 他にないようでございますので、議案第8号につきまして採決いたします。この件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員 全員挙手

石橋委員長 全員賛成ということで本案件は承認されました。宜しく願いいたします。続きまして議案第9号について事務局よりご説明をお願いします。

■ 議案第9号 加賀市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について
谷口教育庶務課長 資料に基づき説明

石橋委員長 ただ今の説明につきまして各委員さんご質問はございませんか。補足はござ

いませつか。

全委員 意見なし

石橋委員長 ご意見、ご質問がないようございますので、本案件につきて採決を取りたいと思ひます。議案第9号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員 全員挙手

石橋委員長 全員賛成で承認されました。宜しくお願ひいたします。

旭教育長 追加よろしいですか。これで承認されたわけですが、委員さん一人一人にお願ひですけれども、学校の適正規模適正配置という言葉をおあまり使いたくないんですけど、子ども達の教育環境のためにはどうしたらいいかということで、それぞれの委員さんでシミュレーションをしていただきたい。この前黒崎小学校の卒業式に行ってきたんですが、絆が深く本当に感動しました。だから基本的には残したいし残さないといけないと思ひているんですけど、やはり現実、全国的な流れで子どもが1~2人で不可能な状態です。そういうときに過去の先人たちが苦勞されて通学区域というものを検討されてきたんです。そこは私も勉強していきますが、例えば山代で別所というところがありますよね。そこは河南へ行った方がいいのではないか。それから河南という町がありますね、今は皆山代小へ行っていますけれども旧加賀市るときと山中町は行政が分かれていましたから、河南の者が山代へ行くのは別に違和感はなかったんですよ。今は加賀市が一つになりましたので、河南小学校は道一つで行けますからよっぽど便利なんですよ。だから子どもにとってどの環境がいいのかといたら、素直にそっちの方がいいんですよ。もう一つ、8号線を挟んで黒瀬というところがありますが、これも山代へ行っています。子どもの目線に立って通学ということになれば、私は南郷小学校に行くべきだと思ひます。ただわからない部分もありますので、過去の経緯も尊重しないといけないし私も勉強します。これは名称変更だけですからいいんですけども、教育振興基本計画は来年に入ってしまうんですが、通学区域について我々は本格的に考えないといけない。できる、できないは別ですよ。例えば黒崎小学校区であれば片野地域と黒崎とはやっぱり違うみたいですよ。こういう地域環境を研究しておかないといけない。だから全部簡単に橋立へやるわけにはいかない部分が出てくると思ひます。片野地区は錦城小学校が結構多いんですよ。距離的にもそっちの方が橋立へ行くよりはナチュラルです。子どもは1人か2人しかいないですけれども、いろんなシミュレーションがあつて、できる、できないじゃなくて子どもにとってどういう教育環境が良くて学校にとってどうしたら切磋琢磨できて活性化できるのかを考えないといけない。この分校地域の通学区域規則をきっかけにして、是非お考えおき下さいという意見です。

石橋委員長 ということで、どちらにしろ検討することを避けて通れない議案に伴ってまいりますので、そのために必要な資料を当然我々は持っていないといけないし、それを受けて、安全を考えて個人個人としてどんなご意見をお持ちか、

色々勉強していかないといけないと思います。その辺りまた事務局側に資料をお願いし、準備していただきたいと思います。宜しく願いいたします。それでは議案第10号について事務局よりご説明をお願いします。

■ 議案第10号 加賀市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則
について

谷口教育庶務課長 資料に基づき説明

- 石橋委員長 ちょっと各自内容を読んでいただけますか。
- 上田委員 今のご説明ですと、当日いらっしゃって受付簿に記入すれば傍聴できるのでしょうか。
- 谷口庶務課長 そのような手続きにしたいと思っております。この条文は従前のものを生かした上でそうしたいということでございまして、あまり大きくは変えていないんですけれども、基本的には思い立って来ていただいて見られるということです。ここは場所の大きさが限られますので傍聴人を制限することも有り得るということで、まず傍聴できる人数を委員長の方で設定することも必要です。それは事前にお知らせなり事務処理上はそのようにさせていただくということにしたいと思っております。
- 上田委員 その辺りがこれまでと随分違うということですね。
- 谷口庶務課長 そうです。これまででは、まず申し込んで受付で用紙に記入していただいて傍聴券というものを発行する。それをお持ちになって傍聴していただいて、帰りに傍聴券を返していただくという手続きをしておりました。これでは大変煩雑で傍聴をお勧めできるような手続きではないということで、議会が今取り組んでいるやり方がベストだろうということです。
- 上田委員 もう一つよろしいですか。そうしますと例えば事前に数が把握できれば広い部屋を用意することは可能でしょうか。場合によっては先着順で後はだめということになる可能性がありますね。
- 谷口庶務課長 今おっしゃられた通りでございます。設定が8人ということであれば8人、あとは抽選になります。
- 上田委員 わかりました。
- 旭教育長 私も事務局側の一人ですからあまり質問できないのですが、他市町他府県の実情は調べられましたか。
- 谷口庶務課長 正直言って他の教育委員会は調べておりません。
- 旭教育長 普通の教育委員会はいいいんです。我々経験しましたからご存知だと思いますが、教科書採択のときです。横浜市とか他市町の情報公開はありますが、自由に傍聴した場合、いろんな意見がありますから野次が出て妨害が結構あったみたいです。そういう中で論議をしていくというのは大変なことです。だからこの傍聴券、責任のある人に傍聴してもらわないといけないということなんです。ただそれを払うということは、事務局側はノーガードになる

ことを覚悟しておかないといけない。そこで私ぱっと見ていいだろうと思ったのは改正案第6条(4)と第7条(4)がありますので、そこを事務局側はしっかりと保障できる体制をつくらないといけない。懸案事項によってですよ、重要なマスコミ等が注目するような問題について教育委員会で決議をしていかないといけない場合は、傍聴人も興味関心がありますから来ることを予想して、しかしこれはあくまでも民主主義のルールにのっとった議会になるよう事務局は防御していかないといけない。という点で6~7条の(4)があるから私はこれでいいと思います。本議会も同じことだと思います。その辺は事務局がしっかりと説明しないと、現実には他市町はものすごく混乱していたんですよ。

谷口庶務課長 追加よろしいですか。現行の内容にも盛り込まれているんですけども、非公開ということも可能でして、12ページの第9条にございます。教育委員会内部で議決を行った上で非公開の会議にすることも可能です。

石橋委員長 質問します。運用上の問題の話だと思いますが、ただ今の第9条の『傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。』ということは、この教育委員会の傍聴人がいる中で、これ以降は非公開にしてもよろしいですかと5人で議決を取らないといけないということですね。

谷口庶務課長 そうです。

石橋委員長 そこで賛成多数で可決された場合には、傍聴人にご退場を願うという段取りでよろしいですね。

谷口庶務課長 はい。

旭教育長 ご存知だとは思いますが、傍聴人に退場を求めるときは、守秘義務がありますから殆どが人事案件です。ただし、市町教育委員会は教員の人事に関しましては最終決定権がないんですよ。服務監督権はありますけども、小中学校の先生は県費負担教職員で県が給料を払っているんです。後で宮本次長が言われると思いますが、ちょうど今人事の時期で、明日の夕刊には出ると思います。ただし、教育委員の方々にはそれ以前にお知らせする義務がある。この委員会が終わった後に何らかのお達しがあると思う。そういうときは傍聴人の方に退室していただきます。会議の途中であっても人事に関するものであれば退室していただく。これはマスコミ等でも出ていただかなければならない。

石橋委員長 もう一点、先程の傍聴人の数ですけども、『前条に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定するものとする』と第3条2項にありますけども、一方で第4条の段階では入口にある傍聴受付簿に自己の氏名・住所及び職業を記入しなければならない。これは純粋に運用上の問題です。当日いっしょって署名をし、中に入ってしまう。その結果、規定された傍聴人数を超えた場合は、その方達に外に出ていただいて抽選をするんですか。それから1~2条の略に入っているのかもしれませんが、人数の確認、数字が出

ていないですね。前条に規定する定員の数字を確認したいということと、運用上の問題で今申し上げた、例えば 10 人と規定して既に 10 人入っておられて、後から 2 人ほどおいでになられた場合、先に入られていた 10 人も含めて全員で抽選するのですか。運用上の疑問にお答え下さい。はい、谷口教育庶務課長。

谷口庶務課長 省略しておりまして大変申し訳ございません。2 条の中では傍聴人の定数は、教育委員会委員長が、会議の場所その他を考慮してその都度定めることになっております。

石橋委員長 委員長がその都度決定ですか。

谷口庶務課長 はい。運用上の問題ですが、たくさん来られた場合には、委員長がおっしゃられたように一度ご退席を願って抽選するということになると思います。

掛山局長 また事務局で協議しますけども、開始時間までは外で待機していただいて、人数を確認してから入れます。その方が間違いないと思います。事前に窓口で止めておいて、オーバーしたときはそこで抽選をする。会議が始まった時点で定員内であればそのまま入っていただく。それ以降の方について抽選後に入れられない場合はお帰りいただきます。

小林委員 そうすると定員以内であれば会議が始まってからも入って傍聴可能なんですか。

掛山局長 その通りです。

酒谷委員 この場合でしたらどなたでも名前を記入して入れるということでしょうか。第 3 条『会議を傍聴しようとする者は委員長に対し、別に定めるところにより、傍聴を申し出なければならない。』というのはどうなのでしょう。

谷口庶務課長 実際は時間的なものはあれですけども、申し出は入口で書くということと同一で考えております。

石橋委員長 他にご質問、ご意見ございますか。ないようであればこの案につきまして採決を取りたいと思いますので、議案第 10 号について賛成の方は挙手を願います。

全委員 全員挙手

石橋委員長 全員賛成で本案件は承認されました。今の部分に関して同じことを聞かれてもきちっと対応できるようにお願いいたします。続きまして議案第 11 号について事務局よりご説明をお願いします。

■ 議案第 11 号 加賀市就学援助費交付要綱について

谷口教育庶務課長 資料に基づき説明

石橋委員長 何かご質問ございますか。

旭教育長 これは誤解があるかもしれませんが、委員長の指示を受けて執行するというかたちになっておりますので、第 4 条と 6 条については『教育長』の部分は

石橋委員長 全て『教育委員会』と修正して下さい。

旭教育長 教育長という文言は全て教育委員会に変えるということですか。

石橋委員長 そうです。この辺がずっと混同しています。教育長は委員長の命を受けて事務を執行しているのですが、みなさん錯覚を受けている。市長は統廃合や加賀市全体に関わることは委員長にご判断いただくということを意識的にされています。委員長が我々委員5人の代表ですから、中身であるとかハードとソフトに分けて教育政策については、なるべく答えてもらうようにしていただきたい。他市も教育委員会という表現になっております。大阪維新の会からも教育委員会の在り方を問われていますし、傍聴も設けて公開していけばいいと私は思います。それから援助の種類がありますけども、加賀市の財政力の問題もありますけど、子どもの貧困の問題が問われると、能力の差はあって当然ですけど教育の機会を保障する図書館の充実ですとか医療費は子どもに保障していかないといけませんので、財政当局ともしっかり訴えていかないといけません。今後おそらく委員会だけではなく、こども課や福祉課とも連動して将来的に変えていけるものではないかと思っております。良く質問を受けるのがPTAに関してですが、入らないといけなくなっていますがこれは任意団体です。問題なのは貧困家庭の方が孤立化していくのをいかに仲間として引き付けていくか。援助されていても仲間として行動していくためにはどうしたらいいか、いろんな課題が援助の種類の中に隠されています。

石橋委員長 他にご質問ございますか。

上田委員 念のためですけど、全て教育委員会にということですので1つずつ確認させて下さい。

谷口庶務課長 2条(4)『本市教育委員会教育長』が『教育委員会』に、4条『学校長を経由して教育長に提出しなければならない』を『教育委員会に提出しなければならない』に、6条『教育長は、就学援助の認定をしたときは』を『教育委員会は』に修正させていただきます。

上田委員 ありがとうございます。

谷口庶務課長 手直しにつきましては、また法制との連合性を図りながら指摘があった部分を修正していきたいと思っております。

石橋委員長 『第2条2項 ア 生活保護法第26条の規定に基づく市町村民税の減免を受けている者』の文言の意味の確認をさせていただきたいのですが。

宮本次長 生活保護というのは基本的に教育委員会の管轄ではございませんけども、一つの家庭の収入がある一定に達していないところで、収入があったということになれば受けられない家庭が対象になります。収入を調べてみないとわかりませんが、生活保護を受けている方はだめだということです。

石橋委員長 生活保護の中に全て入っているという概念ですね。

宮本次長 そうです。生活をする際に必要な教育費とか生活費なども費用に含まれています。

石橋委員長 14 ページの(8)医療費（歯科のみ）という理由は何でしょうか。

宮本次長 まず学校の子ども達が生徒が学校管理下で生活していますので、独立行政法人で申請しますと補助が出ます。手続きは医療保険センター法に基づいて、準要保護家庭ではない場合は生徒の保護者からいただくのとこちらと合わせて申し込んだり、準要保護家庭の場合は学校指導課の予算の中で全て出しています。その怪我については今のように保障することができますが、それ以外とするものとしては歯の治療です。歯の治療の場合は、学校管理下でなったというわけではないと思うんですね。毎日の生活の中でなったものです。それ以外で風邪をひいたとか、家へ帰ってから怪我をしたとか病気になったとか、そこまでの保障はありませんということです。

石橋委員長 学校管理下における怪我、あるいは病気も含めて対象になりますよということですね。

宮本次長 これではありません。すみません、自分でも整理しないで話しているものですから説明が悪く非常にわかりにくいかと思えますけども、とにかく準要保護家庭に関しては学校管理化での保障ではないということです。学校管理下外では歯の治療に関してのみの保障といいますか、支援をしているということです。学校管理下では別の機関での医療手続きをとっておりますということです。

上田委員 要は準要保護も準要保護でない一般の方も学校管理下にあつては、区別はないということですね。

宮本次長 はい、学校管理下であつてはどちらも保障するということです。

石橋委員長 もう一点、第 10 条『就学援助の給付金は、第 6 条の規定による就学援助の認定を受けた者（以下「認定者」という。）の指定する口座に振り込むことにより行う。ただし、認定者に直接給付することにより、児童及び生徒の就学に支障が生ずる場合は、認定者から委任を受けた校長を通して、認定者に給付を行うことができる。』いろんなことを想定して書いておられると思いますが、就学援助の認定を受けた者というのは保護者のことですか。はい、掛山事務局長。

掛山局長 委員長がおっしゃる通り保護者です。

石橋委員長 そうしますと、第 11 条に『就学援助の給付金の給付を受けた者は当給付金をその給付の目的以外に使用してはならない。』要するに子ども就学以外には使っちゃいけないですよ、という意味ですね。現実問題、この認定はどのようにされていますか。子どもの教育のために使っているかどうかという判断は誰がどのようにされているのか。はい、掛山事務局長。

掛山局長 例えば学校給食費は本来認定者に渡します。だけれども、認定者はいただいた支援金を本来そのまま学校給食費に納めるべきですけども、それを準要保護の認定者でありながら、それに使われていなければ第 11 条に違反するということが一番端的な例だと思います。

石橋委員長 食い下がって申し訳ありませんが、この交付要綱に関しては、当然子どもが

機会均等、平等の原則に基づいてきちんとした教育を受けるために市が負担するお金ですね。これらの(1)～(8)に書いてある殆どは学校に支払うことはできないものなのか最終的にお聞きしたい。

掛山局長 第 10 条に『認定者から委任を受けた校長を通して、認定者に給付を行うことができる。』ここがちょっとわかりにくいんですけども、校長で処理できるという意味合いです。

石橋委員長 そういう意味ですか。

掛山局長 そうです。だから本来、生活保護費も準要保護費も全てそのお宅に入れなくてはいけないんですけども、申請段階で先に委任を受けられる場合、例えばこういう場合は校長によって処理させていただきますよという条文を入れてあります。例えば給食費に滞納があった場合は、学校が受給者になる場合が有り得るということです。ただ、この 10 条の表現がわかり難いので手直しさせていただきます。

石橋委員長 違うケースを想定してですね、本来ならお母さんが子供のために使わなければいけないのに、お父さんが借金やギャンブルなどに使ってしまうということが有り得るかもしれないから校長先生を通じて母親に支払う意味なのかと私は認識したんですが、そうではないんですね。

宮本次長 はい。

旭教育長 簡単に言うと、(1)～(8)は全て行政から学校に行くんです。親が払ったかたちになっているだけで、子ども手当てのように保護者に行くわけではないんです。

掛山局長 いえ、本来は保護者に行くんです。

旭教育長 それはそうでも、いきなりではなくて了解を得てやっているんです。だから実際は了解を得たらいいということなんです。

石橋委員長 『認定者に直接給付することにより、児童及び生徒の就学に支障が生ずる場合』というのがそういう意味ですね。

宮本次長 はい。

石橋委員長 すみません、私はお父さんとお母さんの絡みの中で支障が生ずる場合かと思ったものですから質問しました。ですから保護者の了解を得た上で学校側に支払うというのであれば理解いたします。

上田委員 一つよろしいですか。今の 10 条なんですけども、認定者から委任を受けたと書いてありますが、もしも嫌だと言ったらどうなるんですか。

宮本次長 申請用紙に文言があります。例えば給食費を未納、滞納する場合はこのように委任していただきます、とありますので、それをもって申請書としますことで、それが許可されるということは当然それを認めて申請されたということになります。

旭教育長 これは今までもしっかりしてきました。ただ、加賀市の課題はこの数が非常に多いということです。生活保護を受けている方も多いですけども、準要保護というのは非常に多い。小中学校合わせて 780 名近くいます。他市町と比

べても多い。これは多いからどうのというわけではないのですが、それに便乗する流れといいますか、空気といいますか、あの人が準要保護を受けているのなら私もいいのではないかとか、流れの中で給食費未納者であるとか、あるいは学校が集める徴収金ですね。生活保護や準要保護を受けていない一般の家庭も一緒になって払わないという風潮が蔓延しています。そうすると先生方が徴収して歩かないといけない。準要保護は基準がありますから、年間収入を出してもらってきちとした手立てをしておりますが、その1.3倍以上もある人達が一緒になって未納になる傾向があるから、モラル、倫理の問題になってくるのではないかということです。その辺は気をつけないといけないと思います。これは蛇足ですけども。

石橋委員長 それでは他にご質問はありませんか。

全委員 質問なし

石橋委員長 ないようでございますので、議案第11号について採決を取ります。前回の訂正を踏まえて賛成の方は挙手を願います。

全委員 全員挙手

石橋委員長 全員賛成ですので承認されました。宜しく願いいたします。続きまして、議案第12号について事務局よりご説明をお願いします。

■ 議案第12号 加賀市特別支援教育就学奨励費交付要綱について
谷口教育庶務課長 資料に基づき説明

石橋委員長 何かご質問ございますか。なければ私から質問させていただきますが、就学奨励費の種類が先ほどは8種類、今回は6種類、違いは医療費と体育実技用具費の2点が消えています、この理由は何でしょうか。

掛山局長 定かではないので大変申し訳ないのですが、またきちと調べてご報告いたします。ただ、この特別支援教育就学奨励費につきましては、生活困窮者ではなく、一般的に通常的生活をされている方で、特別支援のお子さんがあるご家族の方のためにこの6項目があります。特にこの医療費は、一般の家庭と同じ生活をされているので、そのご家庭でお支払いいただきたいという趣旨ですが、再度確認いたします。

石橋委員長 そうすると、就学援助費交付要綱と特別支援教育就学奨励費交付要綱の2つの要綱が出ましたね。今お話の中では生活保護レベルではない方を想定されておりますが、そうでない場合もありますよね。そうすると就学援助費を優先するということですか。はい、掛山事務局長。

掛山局長 先ほど言いました加賀市就学援助費が優先されます。

石橋委員長 ならば、こちらだけで対応できますか。

掛山局長 特別支援教育就学奨励費の実例を見ますと、全てのご家庭の方が申請されていない。件数のデータは今持っていませんが、周知はしていますけども特別支援学級に在籍するお子さんのご家族の全てが申し込みされているわけで

- はありません。
- 石橋委員長 疑問が非常にたくさんあるので質問させていただきます。特別支援教育就学奨励費の項目には、年度途中の追加認定という項目はないのですね。これは如何なる理由からでしょうか。
- 掛山局長 細かい資料はないですけども、この特別支援教育就学奨励費については、他市との比較の中で加賀市教育委員会事務局として提案させていただいているのが、特別支援については年度途中は認めない。年一回の申し込みということでここは提案させていただいています。ここは委員会で決めることですので、例えば年度途中に申請があれば認めるべきではないかというお話があれば、それに関する先ほどの就学援助費と同様の条文を付け足すこととなります。
- 石橋委員長 この件につきまして各委員さんのご意見はありませんか。
- 旭教育長 これは言い難いんですけども、こういう要綱を作らないといけないと財政当局から指摘されたんです。おっしゃる通りで、今いろんな角度からご意見いただきましたのでもうちょっと精査しないと、事務局自身もかたちだけ作ればいだろうというのではいけないと思います。だから就学援助費交付要綱と特別支援教育就学奨励費交付要綱というものの意味付けというか、大は小を兼ねるという在り方なのか、そうすると就学援助費だけでいいということになりますし、特別支援教育就学奨励費の実態は、事務局も掴んでいるようで掴んでいない。担当任せになっているのが実態です。我々も現状をもっとしっかり把握して、この要綱を今一度次回委員会に出せるようにしないと非常に曖昧なままで承認することになるので、要検討というかたちにしていただけると大変ありがたいです。
- 石橋委員長 はい、掛山事務局長。
- 掛山局長 実際に実務として行われていることを条文化したもので、今教育長が言われたように多少文言や表現とか誤字もあるんですけど、就学援助費交付要綱について、先ほどのままでご承認いただけるのであれば、これだけでも採決を取っていただいた通りこのまま進めさせていただきたいと思います。多少の訂正はさせていただきますけども、告示までさせていただければと思います。ただ、特別支援の部分で今ありました途中認定、追加認定の部分について、もう一度審議が必要だということであれば4月に再度提案させていただきます。
- 石橋委員長 酒谷委員、何かご意見ございますか。
- 酒谷委員 追加認定は今のところに載っていませんけども、追加認定にした場合に何か不都合な点がありますか。
- 掛山局長 16 ページ第5条ですけども、『就学奨励費の認定をしたときは、学校長及び申請者に通知するものとする。』これは年度の初めとも書いていないともなれば、いいとも読み取れると思います。
- 谷口庶務課長 私はちょっと違うのですが、特別支援教室に入学ということが前提です

旭教育長 　　ので、事前にどこの学校へ行くか 1～2 月時点で確定します。それを考えますと途中は有り得ないと思うのですが、そういう解釈ではないでしょうか。

事務局長が揉めてはいけません。これは急がないといけないわけではないので、できたら市民に情報公開していかないといけないものだと思うので、先ほどの就学援助費交付要綱も含めて、全部手直ししたものを再度きちんと出さないといけない。実際は次から次へと申請があるじゃないですか。それを良いとか悪いとかここで言うてもいけないので、市民、生活困窮者にとって使いやすいようにするにはどうしたらいいかという軸足で作らないといけない。だから最初に決めた通りにやらないといけないような、柔軟な対応ができない要綱であるならば問題がある。そういう点、文言も含めて誰のための条例であるのか、そこをもう一度しっかりお願いしたい。

谷口庶務課長 事務局長といたしましても、再度精査いたしまして、正式なかたちとして再度お諮りしたいと思います。先ほど採決いただきましたけども、一応継続審議ということでお願い致します。

石橋委員長 先ほど私は就学援助費交付要綱に関しては、訂正要綱を修正することを前提に採決を取らせていただきました。ですから、このかたちで採決したのですからこのように運用していただきたい。この後に更に修正があるなら、それは 4 月、5 月の委員会でも構いませんから案件として出していただければと思います。今回の加賀市特別支援教育就学奨励費交付要綱につきましては、提出議案そのものに不備があると思われるので審議をいたしません。審議を延長して次回の教育委員会において審議、採決したいと思います。それまでにちゃんとした資料を再度提出して下さい。ただし、今すでにされていることに関しては、これは今初めて出たものではないですから順次運用していただければと思います。これがないから出来ないということではないと思いますので、そういう判断でよろしいですか。

旭教育長 委員長おっしゃる通りなんですが、これは時期に応じて変わっていくものですから、例えば 16 ページの特別支援教育就学奨励費の就学費の種類(1)～(6)が昔はベースだったんです。ところが新学習指導要領で武道の必修化が起こっていて、加賀市は柔道をしますが、柔道着の問題が起きました。やりたくない者も柔道を着買わないといけないのか、ということになったんです。学校に柔道着を用意してあるんですが、アトピーや肌に問題がある子だとか、先輩が使った後で血の跡が付いているとか、洗ってはいるんですけども 1 限目が 1 年 1 組、2 限目が 2 年 1 組だと、汗をかいた物をまたすぐ着ないといけないんですね。ということで、いくら学校に用意してあっても次から次へと他人が着ないといけないという問題が保護者から出ました。高校では皆自分で買っているんですけども、学校に用意してありますが個人的に使う物だからおかしいんじゃないかということを十分に詰められなかったもので、学校長判断で購入というかたちにしました。準要保護の方は保障されているから、自分で買わないといけない。よって先ほどの 14 ページに(6)を

付け加えたという流れがあるんです。機会均等平等ということであるならば、必修化したわけですから好き嫌いに関わらずしないといけません。やはり本来は個人で持つものですけど、3年生は選択できるので1~2年生は必修ですから、買えない場合は申請して、その間は学校の物を使わせてもらい、その後返してもらえればいいです。もしも買うのであれば補填するという体制を加賀市は作ったんです。それでこの(6)を書いたんですが、それが特別支援教育に入っていないのは、肢体不自由だけが理由ではなく必修化されていないからです。

石橋委員長 就学奨励費の項目が少ないことに関しては、私もそれほど実は考えていない。これはこれでちゃんとしたかたちなんだろうと認識しています。しかも就学援助費の方が優先して使われるということでしたので、種類の違いはいいのですが、追加認定がないというのはどうかと思います。例えば特別支援が必要な子どもがいて途中で要求をした場合、春先や秋から入ろうとしても入れないのではないかと想定したんです。実際に運用として構わないというのであればいいのですが、ただ文言として出てしまうとその通りにしたくなるのが人間であり、組織でありますから、ここに書いてあるのならこれも必要かと思いました。ただ意見としてそういうことも考えていただけませんか、ということも含めて就学奨励費交付要綱に関しては不備な部分があるのではないかと思いますから、審議決定を延長したいと思う次第であります。

上田委員 先ほどの特別支援教育就学奨励費交付要綱については見直しをなさると言っていましたけども、11号の就学援助費交付については、必要な家庭に対して行う。そうすると特別支援教室へ通う児童生徒の保護者はそれほど経済的に苦しい家庭ではないということになりませんか。苦しければこちらが適用されるわけですね。

掛山局長 おっしゃる通りで、特別支援を必要とするお子さんをお持ちの家庭が全て生活困窮者ではないということで、生活困窮者はあくまでも就学援助費が適用されます。

上田委員 そうすると、奨励費の項目については生活が苦しいわけではないのに学用品から給食費まであるので、本当にこれでよろしいのかちょっと気になるのですが。

掛山局長 特別支援の子どもさんだけ特別に必要な教材があったり、通学費一つとっても足の不自由な方だと車で通学されたり、いろんなケースが考えられます。この辺は宮本次長から説明をお願いします。

宮本次長 まず基本的に特別支援学級というのは、ベースは小中学校の学習指導要領の教育課程に沿って学習するというのが基本にありますけども、それぞれの子どもの発達段階や実体に応じて指導ということになっております。ということは子ども達の実態、様子によって、それぞれ特別な配慮をしながら指導したり必要なものが出てきたりするんですね。そうすると通常学級の子ども達とはまた別の物が必要になってくる場合があるので、特別な配慮という意味

でその援助をするということだと思います。

上田委員 わかりました。項目は一緒でも中身は違うということですね。

宮本次長 はい。

谷口庶務課長 追加よろしいですか。就学援助費に掲げる事項ということで(1)～(6)までについてお話がございましたが、これについては第1条の冒頭にございます特別支援学校への就学援助に関する法律の中にこの項目が謳われております。

上田委員 ありがとうございます。

石橋委員長 それでは議案第12号につきましては、4月の教育委員会において再度審議をするということで本日は採決いたしません。続きまして追加議案が一件ございますけども、委員長として確認なんですけども、議案第13号は人事案件と捉えればよろしいですか。そうすると傍聴人に退室を願わなければなりません、その判断が私にはつきません。事務局長。

掛山局長 そうですね。ここで個人の審査をすることになりますので委員長のおっしゃる通り傍聴の方には退席いただいたほうが事務局としてはよろしいかと思っております。

石橋委員長 それでは申し訳ございませんが、人事案件でございますので傍聴の方は退室をお願いいたします。それでは事務局よりご説明をお願いします。

■ 議案第13号 加賀市立公民館長の任命について
西出課長 資料に基づき説明

石橋委員長 一点確認をしたいと思っております。片山津の公民館長につきましては3月中に再度推薦状が上がりますが、この方に関して教育委員会における承認の仕方についてはどうされますか。はい、西出課長。

西出課長 推薦が上が次第、持ち回りで採決を取りたいと思っております。

石橋委員長 承知しました。それでは片山津を除く他の19地区の公民館長さんに関する人事案件についてご質問、ご意見はございますか。

西出課長 実情につきましてご説明いたします。大聖寺につきましては、5ページを見ていただければわかりますが、まちづくりの推進協議会と区長会のお名前が入っておりません。議会等で問題になっているようなことで会長さん方々が全部辞職されたということで、今はおいでないということです。片山津につきましては、2月までに推薦ということで大分前から出しているのですが、二人目もやっぱり良い返事がもらえなかったのもう少し待つて下さいということになっております。以上です。

石橋委員長 大聖寺地区に関しましては、書類として提出された時点で持ち回りにより承認するという認識すればよろしいですね。はい、旭教育長。

旭教育長 一番後ろに公民館関係法令抜粋が出ていますけども、これも本当はきちっとしないとイケない。28条に『教育長の推薦により』要するに事務を委託している教育委員会の中で事務執行委託されている教育長の推薦により、当該市

町村の教育委員会が任命する。だから教育委員の一人である私が皆さんにこんな方々ですよ、というかたちなんです。ただ実際はどうなっているかというと、私は事務執行の委託を請けている係りですから、生涯学習課の方で各まちづくり協議会なり区長さんなり、どんな人がいいか相談を諮っているんです。ところが反対に区長の推薦がなければ公民館長になれないというような、そんな法律の一つも書いてないんですけども、それが通例になってしまっ、我々事務局までもそれに囚われて動いている。本当はそれを払拭しないとイケないし、ここで決定していいんですよ。もっとしっかりしたそれぞれの履歴書を本当はここに出さないといけない。そんな大層なものではないと言われるかもしれませんが、県ではもっと厳密にやります。数もそんなに多くありませんけども、社会教育委員になりますと、教育委員の中で蹴られる場合もあります。空白になった場合は、本当は法律上その期間公民館活動はできません。けども地域では、公民館長がおつてもおらんでもいいのではないかというのが慣例になって、段々と公民館長が形骸化されていき、加賀市では区長の方がいいのではないか、公民館なんかあってもなくてもいいのではないか、というのがおかしくなっていった原因です。けどそれも現実なので難しいところなのですが、法律に則るならばこの期間は、22条の公民館活動はしてはいけないということになるんです。反対に公民館が設置されたら、公民館長を置かないといけないんです。構造の外組みをやらなければならぬということです。このソフト事業に対する行政的な予算措置がなされていないまま今日に至っているのが現状です。

西出課長

今ほど教育長のお話にありましたように、慣例として加賀市はまちづくり協議会、あるいは区長会連合会の推薦をまずもらって、それをもって教育長の推薦といたしております。私も公民館長会議では、あくまでこれは加賀市の慣例であって、28条教育長の推薦により教育委員会が任命するという確認をそれぞれでいたしております。それと履歴書の内容についてももう少し精査して、次回からちゃんとしたものを添付したいと思います。以上です。

旭教育長

形式上のもので99%がボランティアみたいなものです。書いてないかもしれませんが、公民館長さんに対する手当てがあり、月2万でやっていただいております。その代わり熱心に地域の活動をしていただいているのが実情で、敬意を表するのが本当なんです。私としては出てきたものは賛成です。あと片山津も、一日も早く出てきていただいて、20人の公民館長さんが我々教育委員会の社会教育分野において学校教育をフォローする立場に立っていただくのはありがたいことです。

小林委員

質問よろしいですか。公民館長さんのお仕事内容というのはどのようなことですか。

旭教育長

22条の1~6に書いてあります。最低限公民館としてやられるといいんですが、こないだ山中の地区会館で公民館長さんが山中節のルーツを山中の人は知らないということで講座をやっていました。面白そうなので行きました

ら、難しい話ではなくて山中節を歌いましょうという練習でした。最低1~6の何でもいいんですけど、できることをやっていただければいいということで大変良い講座をやっておられるなと思いました。

小林委員 そうしますと、その公民館の館長さんによって1~6の項目のいずれかをされるのですか。

旭教育長 地域の実情に応じてということです。そこが教育委員会としては20の公民館ができたわけですから大きい小さいは別にして、一律ソフト事業2万円とか付きたいんですよ。館長さんは月2万で溝掃除でも何でも皆と一緒にネットワークを作るのが役割だと思っているんです。それは定期講座を通してもいいし、体育レクリエーションでもいいし、要するに地域の絆作りをするのが公民館の役割だと私は思っています。区長が上だとか、まちづくり協議会長が上だとかそんなことをやりだすと問題が起こってくる。もっと人と人を繋ぐ役割に徹していただきたい。そのためのこういった1~6までの事業があって、それぞれの中で年間5万円しかないけども、これで何かできることをしてくれないか、私はそういうことを願っているんですけども、今加賀市はまちづくり協議会と区長会と公民館長とどのような役割をしたらいいか揉めている最中です。ただ、これは私の考えですけども、あくまでもソフト事業に徹して人と人を繋ぐ、時宜に応じた話題を提供して考えてもらう、あるいは行動してもらう。その基点になってもらえればいいと思う。それを月2万円でやっていただきたいというお願いなんです。

小林委員 地区会館というのは、また目的が違うのですか。

掛山局長 加賀市には昭和59年からまちづくり運動という取り組みをやっておりまして、地域のコミュニティが加賀市は希薄だということで地域のボランティア団体、地域の自治活動を充実しようということで公民館の他にまちづくりという自治的な組織を地域で作っていただいたんです。そうすると今まで公民館は加賀市にもあったんですけど、その時点で、公民館で使っていたお金が公民館には流れなくなった。まちづくりというところに加賀市でコミュニティ補助金という交付要綱を作りまして、ほぼ公民活動的な内容の講座もあればレクリエーションもある、そういったところに人件費を流したんです。これが20数年続いておりまして、この前の本議会でも市長から一度見直すというお話がございました。公民館は法に基づいたものですけども、加賀市というまちづくり推進協議会は、法もなければ市独自の条例文も規定文も何もない。単なる任意の団体に加賀市の補助金交付要綱に合わせてお金を出しているだけだということで、その辺の見直しを今しているところです。公民館長はおいでるんですけども、実際の活動はまちづくりから流れてきているお金を活用されて館長さんがいろんなことをされている。だけどそれも地域差がありまして、山代、大聖寺、山中といろんなところに温度差もありますので、これも見直しをしようとして取り掛かっています。

小林委員 そうすると公民館の目的を地区会館が担っているのですか。

- 掛山局長 当時、まちづくり推進協議会が整備されたときに、市として地区会館を整備しましょうと、住民が集う施設を作ってあげましょうということで組織されたところに一つずつ地区会館を作っていったんですけども、それは公民館でもある。ややこしいのですが、地区会館でもあるし公民館でもある。重なっているんです。そこでやっている活動は住民の自治活動だけど公民館活動でもあるということです。
- 西出課長 説明の通り、加賀市の地区公民館は地区会館の中に全部設置されております。そこで公民館活動を行っております。公民館活動は先ほど教育長がおっしゃられたように、社会教育や生涯学習に関する講座などの開催になりまして、公民館長さんは主に企画、実案したり、或いはまちづくりの広報を担当されたり、子どもの地域力の向上とか、地区の連携などにご尽力いただいております。それとまちづくり協議会の方にも重責を担う役割として、事務局長をされたり、まちづくりの会長をされている地区もございます。それぞれ各地区に応じた公民館活動をしていただいております。
- 旭教育長 加賀市の子ども達や大人達を元気にするには、私は社会教育だと思っているんです。学校教育は本丸ですけれども、そっちばかりに力を入れても子どもを取り巻く大人社会が元気なかつたら結局だめなんですよ。大人が子ども達に生き様を見せるといったらおかしいですけども、せつかく合併したわけですから帰属意識というか、加賀市は一つであるという意識を何とかつけていくのは社会教育だと思うんです。その一つでスポーツ課の日本海マラソンを加賀温泉郷マラソンにして、後で報告があるかもしれませんが、今のところ3,119名のエントリーがあります。去年は2,200名程度でしたが有料にしてもそれだけ応募があるのは担当の努力が大きいです。私はこういうマラソンを通して加賀市民は一つであると、我々の世代はどちらかという山中、山代、大聖寺の者であるという意識であったけど、加賀という昔の加賀藩のことを思って大きすぎて避けていたんです。だから山中と分かれていたんですけど、今思うと加賀市は一つですから山中の者も橋立の者も堂々と加賀市民であると言えるようなものを作っていかないといけない。加賀市が有する文化財は非常に豊かですから、公民館活動を通して私は山中ですから橋立の伝建地区を見に行こうという町内会を作りたいです。呼びかけるのはやっぱり公民館なんです。そして加賀市一周のバスツアーを作って各町内が動くようになれば、まず地元を知ることから、子どもも一緒に回れるようにすれば絶対に自分の郷土に誇りと愛着を持ち、他で生活すると加賀市がいいということがわかりますよ。やっぱり北陸のご飯、魚などは美味しいですしね。せつかく加賀市は一つになったんですから、そこを意識するような取り組みを仕掛けてほしいし、それが社会教育だと思っております。
- 石橋委員長 いろんなお話が出尽くしたようですが、他によろしいですか。それでは議案第13号について、片山津と大聖寺を除く公民館長の任命について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員 全員挙手
石橋委員長 全員賛成ということで承認されました。それでは以上を持ちまして審議事項は終了いたします。では報告第3号について事務局よりご説明お願いいたします。

■ 報告第3号 平成24年第2回加賀市議会定例会(3月)について
谷口教育庶務課長 資料に基づき説明

石橋委員長 又た目を通しておいていただければと思います。教育長、何かございますか。
旭教育長 市長のスタンスはいろんな情報公開ということですので、ただこれは教職員組合になっていておかしいことになるので掛山局長に教育委員会を代表して横に控えてもらいます。市長一人にこういうことに出させるわけにいきません。もう一つは市長さんと我々5人が昼食会で話させていただきましたけども、今度は教育民生委員会の委員さん7名と我々5人で飲食を伴わずに、このような席でフリートークというか、加賀市の教育の現状と課題を話し合う場を、掛山局長を中心に議会事務局と練っております。いつになるか分かりませんが、調整させていただきたいと思っております。

掛山局長 5月以降になるかと思うんですけども、今委員長と話しているのは、子どもの貧困対策を含めて一つのテーマとして学校で起きている問題とかをお話ししたいということです。また日程調整させていただきます。もう一つは適正規模適正配置という統廃合の話而定例会とは別に4月以降に入りましたら教育長と相談させていただきますけども、日程調整をして必要な資料はどんなものなのか、視察も含めて年間スケジュールも含めて別に協議する場を設けさせていただきたいと思っております。これは24年度中にしっかり押さえたいと思っております。振興計画とは並行しているようで、少し先走って進めたいと思っておりますので、定例会とは別に日程を調整させていただきたいと思っております。出ていただく回数が多少増えますが、宜しくお願いいたします。

小林委員 例えば数字的なものを把握していないといけないのでしょうか。
掛山局長 今はそういうお話ではなくて、必要があれば数字的な資料は揃えますけども、例えば子どもの貧困について石橋委員長さんはどういうふうにお考えですか、という一般論的なものと、具体的な数字を出してどうしますかという2つあると思っておりますが、今は一般論で、教育委員さんはどのようなお考えをお持ちかというレベルだと思っております。ただ、もう少し詰めていって話が進んだ段階で必要な資料をお示ししていきたいと思っております。

旭教育長 いずれにしても我々5名の機関で決定していくことは市民に説明しないといけないんですよ。学校を統廃合するにしても提示できるように、委員さんも市長も含めて市総がかりで市民に説明していく体制を作りたい。今その布石として教育振興基本計画をやっている。諮問したわけですからその答申を受けて我々5人でどう考えていくか、委員さんはどう考えているか、いろんな

交流の場を設けて準備していく。それで平成 24 年度末、来年の今頃には市長に教育委員会としてはこのような原案を持っていると、加賀市立錦城小学校、加賀市立山代小学校、市が設置者ですから教育委員会はそれを請けて執行しているだけです。市長に判断をいただく。市長の考える材料をしっかりと教育委員会の合議制で決められるようになっております。そうすると黒崎地区とか菅谷地区が当然出てくるとは思いますけども、どのように持っていくか。いろんな方法があると思うんですが、保護者が不安になって耐えられなくなるんですよ。地区の学校に行かないといけないのですが、すでに半分が行っていないのが現状です。色々理由があって、学童がないとか、黒崎小へ行く予定だけど大聖寺に働いているので連れて行って帰りは祖父母がいるからそっちに預けるとか、それをどうするかということです。

石橋委員長 ということでございます。そのときにはまた資料をお願いいたします。それではその他について事務局より説明をお願いいたします。

■ その他 全国健勝マラソン加賀温泉郷大会参加申込状況について
谷口スポーツ課長 資料に基づき説明

旭教育長 これも次回の教育委員会の時には終わっています。我々教育委員会事務局は 4 月 1 日に成人式があります。これも生涯学習課を中心に総力をあげてスタッフが準備を手伝って何とかこなしていこうと思います。続いてすぐに 3,119 名、非常にありがたいですけども全部有料にしたんです。2 キロも最低 500 円とっているんで、ちゃんとした受け入れ態勢をしっかりとしないといけない。これも 5 課が総力をあげて 4 月 15 日に臨みます。前日には開会式を行いますので、委員の皆様も役割はないんですけどもお時間が許す限りいらして下さい。

谷口スポーツ課長 まだ詳細は決まってないんですが、石橋委員長さんには表彰か何か検討中です。また前夜祭のご案内は皆さんにいたします。

旭教育長 次回教育委員会はないから、この場を借りて委員の皆さんにもお知り置きいただきたい。走っていただくか、どこかで参加していただけるとありがたいです。ここまでくるのにスポーツ課は大変だったということです。それから成人式も、何とか去年よりも今年、今年よりも来年、一歩でも子どもが自覚して加賀市に愛着を覚えるような成人をつくっていかないとはいけません。

小林委員 全然別なんですけど、ロードサイクルは市が主催ではないのですか。

谷口スポーツ課長 私も所管ではないので詳しいことはわかりませんが、加賀まれびと交流協議会で、観光課が共催しており、教育委員会は後援しています。

旭教育長 片山津のですね。あれは参加費 8 千円とかで高いですよ。それに比べるとマラソンは安いかもしれませぬ。

石橋委員長 これは今年初めてですが、今後継続していく予定みたいです。

旭教育長 その点で教育委員会と関係があるといえば、1週2〜3キロくらいでしたか、その拠点として休む場所に湖北小学校を借りられないかということでお願いがありました。全部使うわけではなくてトイレとか駐輪場とか、中まで入らないとかいろんな条件をつけて、湖北小学校の校長にその日行事が入っていないか確認しましたら、保護者と廃品回収の予定があったけども急がないので別の日にしていただけないかということで、学校長の了解を得て校舎の一角を使える手立てはいたしました。湖北小学校の子ども達も子どもの部で出るんではないでしょうか。社会教育ですので、いろんな面でできることであれば協力してあげればいいと思います。

小林委員 ありがとうございます。

石橋委員長 それではその他ございますか。

■ その他 中谷宇吉郎没後 50 年記念シンポジウムについて
田嶋課長 説明

掛山局長 どちらも顔を出していただけると大変いいですね。展覧共通券を皆さんお持ちでしょうから、それをどんどん使っていただけるといいと思います。

石橋委員長 平成 24 年 3 月 3 日で切れています。

谷口庶務課長 では手配したいと思います。

石橋委員長 課長、このパンフはたくさん刷ったんですか。

田嶋課長 はい。指定管理者の方でたくさん刷っていただいております。

石橋委員長 ということは今後科学館を訪れる方々に配るんですか。

田嶋課長 無料配布も考えていたようなんですけど、指定管理者なので売れないかということも言っておりましたが、はっきりわかっておりません。

掛山局長 無料では立派過ぎますね。有料でもいいような気がします。

石橋委員長 他にございますか。

■ その他 入学式の確認について
宮本次長 説明

石橋委員長 記念品は何ですか。

宮本次長 記念品はそのときによってですが、子ども達にとってユーティリティの高いものがないと考えています。ただ、予算に限度があるので今回はファイルでした。調べまして、書店で一番出ているファイルを選んでもらいました。

石橋委員長 次回から教えてもらえませんか。自分が何をあげるのかわからないと、何のために使って下さいとか言えないのでこれは是非教えて下さい。

宮本次長 わかりました。

旭教育長 小学校はやっていないのですか。

宮本次長 義務教育を終えるときです。

石橋委員長 〃 その他ございますか。

谷口庶務課長 〃 次回日程についてですが、4月25日でご都合はよろしいでしょうか。

石橋委員長 〃 それでは次回4月25日（水）16：00から教育委員会を開催いたしたいと思
〃 います。以上をもちまして平成24年第3回教育委員会定例会を終了させて
〃 いただきます。

以上、会議の顛末を記載し、会議録を作成する。